

2017年6月20日

『エコマーク商品ユーザーロゴ』に関する規定の一部改定について

『エコマーク商品ユーザーロゴ』につきましては、5月22日から6月1日かけて名古屋・東京・大阪で開催した「エコマーク活用セミナー」や、事務局へのお電話等で多くのご意見・ご質問をお寄せいただきました。

これをうけ、弊事務局で再検討いたしました結果、下記のとおり改定を行うことといたしました。

今後も、よりよいエコマーク事業になるよう努力してまいります。

記

『エコマーク使用の手引』

「2. エコマーク商品ユーザーロゴ」の規定を以下のように改定します。（下線____部分を追加、二重取消線~~——~~部分を削除）

2. エコマーク商品ユーザーロゴ

~~使用契約者以外の第三者が~~エコマーク認定商品~~（生地やシートなどの中間製品を除く）~~を自ら使用していることをPRしたい場合、事前にエコマーク事務局に届け出を行うことにより、以下の「エコマーク商品ユーザーロゴ（以下、ユーザーロゴ）」を使用できます。ただし、販売目的での使用は除きます。

2-1. 使用対象者と表示対象物

ユーザーロゴ使用は、以下に掲げる（1）の使用対象者と（2）の表示対象物に限り行うことができます。

（1）使用対象者は 個人、法人、公共団体（法人、団体などの形態やエコマーク認定取得の有無は問いません）などとし、~~ただし、商品類型「小売店舗」や「ホテル・旅館」など類型番号500番台のサービス系商品類型の適用範囲に該当する場合は、エコマーク認定取得者に限ります。~~

（2）表示対象物は使用対象者が自ら使用する物品・サービス、印刷物、出版物、印刷物（CSR報告書や教科書など）やウェブサイト等の本文、ポスターや看板等の掲示物、またはエコマーク認定対象外の物品に限りなどとします。~~販売を目的とした物品・サービスは対象となりません。~~

以上